

令和3年第12回定例公安委員会会議録

開催日時 令和3年5月27日(木) 午前11時10分～午後4時15分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時10分

2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 勝部委員 久本委員

警察本部 服部警察本部長 川島警務部長 岡山首席監察官
前田生活安全部長 谷村刑事部長 柴田交通部長
加藤警備部長 青木警察学校長 濱口情報通信部長
水谷警務部参事官

(事務局等～山脇公安委員会補佐室長、総務課員)

3 議題事項

- 警察署協議会委員の委嘱(警務部)
- 鳥取県留置施設視察委員会委員の任命(令和3年度)(警務部)
- 警察職員等に対する援助要求(警備部)

(1) 警察署協議会委員の委嘱(警務部)

警察本部

警察署の業務運営に地域住民の意向を反映させるため、県内9警察署に警察署協議会が設置されている。警察署協議会の委員は、公安委員会が委嘱することと定められており、現在委嘱している委員の任期が本年5月31日をもって満了となるため、次期委員を委嘱する。

委員の任期は2年であり、2回まで再任可能である。次期委員の候補者は、新規委嘱19人、継続委嘱55人、計74人である。委員の選考に当たっては、男女比のほか、特定の地域、職域、年齢等に偏らないよう留意した。

今後、委嘱する委員には公安委員会より委嘱状を交付する。

委員

候補者について詳細に説明を受けており、この方々に委嘱する。新しい委員の中には学生もおられ、若い世代の意見が期待できると思う。

(2) 鳥取県留置施設視察委員会委員の任命（令和3年度）（警務部）

警察本部

留置施設視察委員会は、留置施設の運用状況の透明性を高めるため、警察部外の第三者から構成される機関として警察本部に置かれており、昨年度は、適切な医療提供等について御意見をいただいた。

同委員会の委員は公安委員会が任命することと定められており、弁護士、医師、地方公共団体職員及び地域住民代表の各関係団体から候補者の推薦を受けて選任している。委員の定数は4人、任期は1年であり、2回に限り再任可能である。

この度、現委員の任期が本年5月31日までであることから、委嘱を行う。

委員候補者は、2人が新任、2人が再任である。任期は、本年6月1日から令和4年5月31日までである。

委員

この方々をお願いしたい。

(3) 警察職員等に対する援助要求（警備部）

警察本部

2件の援助要求を受理した。

1件目は、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、全国から警察官が派遣されるが、当県に対しても、東京都公安委員会から、警護警備に万全を期すため、援助の要求があった。

2件目は、福島県公安委員会より、原子力関連施設の警戒警備に従事するため、援助の要求があった。

派遣する職員に対しては、体調管理及び新型コロナウイルス感染症対策の徹底について指導する。

委員

報道によれば、オリンピック関係者は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の対象となるとあったが、派遣される警察官は対象となっているか。

警察本部

現時点では対象となっていない。

委員

変異株は感染力が強いようであり、注意しても感染の可能性はゼロではない。組織としても、引き続き感染対策を講じていただきたい。

4 報告事項

- 令和2年度の会計監査実施結果（警務部）
- 令和3年度監察実施計画（警務部）
- 高速自動車国道等における交通事故発生状況（交通部）
- 6月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

（1）令和2年度の会計監査実施結果（警務部）

警察本部

令和2年度の会計監査は、令和2年6月から本年1月までの間に延べ45日実施した。対象年度は令和元年度及び令和2年度であり、39所属を対象に行った。

監査の実施項目は契約関係、捜査費関係等5項目であり、実施の結果、おおむね適正に処理されていたが、一部の所属において改善すべき点が見受けられたことから、速やかに改善策を講じるよう指示した。

会計監査の役割は大きく、会計業務の適正管理は警察に対する信用にも関わることであるので、本年度も緊張感を持って実施していきたい。

委員

指摘が無いに越したことはないが、指摘を受けたことで業務を見直したり、改善することが大事なので、しっかりと生かしていただきたい。

警察本部

指摘があった所属については、改善状況について確認を行うこととしている。

委員

細かい点までしっかり監査されていると思う。引き続き、適正な会計業務を行っていただきたい。

（2）令和3年度監察実施計画（警務部）

警察本部

監察実施計画は、訓令等に基づき、毎年度策定している。

本年度は、誤りや非違事案が発生しやすい業務や重点的に取り組むべきものを実施項目とし、全警察署を対象に、10月から11月までの間に総合監察を実施する。

実施に当たっては、業務の実態や問題点の把握に努め、その改善に向けた指導を行うことを主眼に行う。また、ルールの在り方にも踏み込むなど提案型の監察を心掛ける。

委員

実施項目が抽象的だが、具体的なことは定めるか。

警察本部

今後、実施細目を策定する。

委員

監察は重要な業務なので、しっかりと実施していただきたい。

(3) 高速自動車国道等における交通事故発生状況（交通部）

警察本部

鳥取西道路が開通して2年が経過したが、先般、この道路において連続的に事故が発生しているとの報道がなされ、本年5月には、初めての交通死亡事故も発生した。

鳥取西道路開通後の高速自動車国道等における交通事故発生状況は、山陰道東（鳥取ICからはわいICまで）での事故が15件発生しており、このうち13件が鳥取西道路（鳥取西ICから青谷ICまで）で発生している。事故の特徴として、約8割が追突事故であり、第1当事者は、30歳代までの比較的若い世代が約5割を占める。また、発生時間帯は昼間が約8割と最も多く、事故原因は、前方不注視が約7割であった。

なお、鳥取西道路開通後、山陰道東沿線を管轄する警察署管内における国道9号での交通事故が減少した一方で、高速隊管轄での件数が増加した。高速自動車国道等における交通事故は、事故処理や道路復旧のため通行止めとなる場合があり、県民生活に影響を及ぼす。県警察では、交通事故を抑止するため、関係機関と連携した道路整備のほか、広報啓発や交通指導取締りを継続する。

委員

交通事故の多発場所等に看板の設置はされているか。

警察本部

鳥取西IC付近に設置されている。県警察としてはマップを作成しており、事故の多い場所について広報している。

委員

看板や反射材は、ドライバーに対する注意喚起に有効だと思う。県民としては、事故発生時の通行止めが早く分かると良いと思う。

警察本部

案内板やあんしんトリピーメール等で、なるべく早く周知できるようにしたい。

委員

ワイヤーロープも設置されているが、重大な事故を抑止するために効果的だと思う。県警察としても様々な対応をされているが、引き続き、関係機関と連携して対応していただきたい。

(4) 6月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

警察本部

6月中の入校関係は、引き続き、初任科第93期及び第94期の採用時教養を行う。また、本年2月に卒業した学生が、5月11日に初任補修科第40期として入校した。専科は、4専科が入校予定である。

行事関係について、初任科生は、現場で無線を使えるよう資格取得試験を行うほか、入校期間が短い初任科第93期は中間試験を行う。初任補修科は、鑑識技能検定等を予定している。

5月中は、初任科生に対する拳銃貸与式を行った。

委員

工夫を凝らし、学生が団結できるよう教養をされていると思う。立派な警察官を育てるため、引き続き、よろしく願います。

5 その他

東京2020オリンピック聖火リレー警備結果（警備部）

警察本部

本県における聖火リレーは、5月21日及び22日に県内全市町村で開催された。新型コロナウイルス感染症防止対策等を目的として、一部市町村では区間を

短縮等して開催された。

3月25日に福島県を出発して以降、全国では反五輪団体によるデモ行進等の抗議活動が散見されているが、本県では、抗議活動や妨害活動の発生はなく、平穩に開催された。

委員

多くの職員が従事されたが、組織一体となり対応に当たっていただいたと思う。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・ 放置駐車違反金納付命令に係る審査請求の裁決
- ・ 鳥取県留置施設視察委員会委員の任命（令和3年度）
- ・ 令和3年度安全運転管理者等講習会の開催
- ・ 警察職員等に対する援助要求

4 報告事項

- ・ 業績目標報告
- ・ 審査請求の受理
- ・ 監察報告
- ・ 訟務案件

5 決裁

- ・ 警察署協議会委員の委嘱
- ・ 鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信等の技術の使用に関する規則

- ・ 鳥取県留置施設視察委員会委員の任命（令和3年度）
- ・ 警察職員等に対する援助要求

6 視察（衣笠委員長、久本委員）

- ・ 飲酒検知要領
- ・ 交通機動隊

7 公安委員会委員間の事前検討・協議等

8 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。